

令和6年 第8回白石町農業委員会総会（閲覧用）

1 開催日時 令和6年8月5日（月） 午前9時00分～10時56分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（36人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文 欠席		

4 欠席委員（1人）

26番 池上 勝文

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 非農地証明願いについて
- 5 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
- 6 令和6年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第9回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和6年9月5日（木）9時00分
場所 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他
・農地パトロールの報告について

・幹事会の報告について

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳壱
	農地農政係	前山仁美

7 その他出席職員

農業振興課	農業者係	原田大地
教育委員会新しい学校づくり課	課長	永石敏
	課長補佐	山下将史
	施設係長	池田敏雄

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

本日は審議事項が多いことから、進行状況によっては途中休憩を挟み、進めていきたいと思えます。それではただ今から、令和6年8月第8回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、26番の池上勝文委員から欠席の届けが来ております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、25番、筒井恒司委員、27番、古賀茂昭委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第 98 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第98号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第98号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、父から子への贈与です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 98 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 99 号＝

議長 続きまして、議案番号第 99 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 99 号、権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、所有者から耕作者への贈与です。
議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 7 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、耕作者である譲受人へ贈与するための申請となります。
譲受人は法人に加入されており、水稻、麦、大豆、玉葱など約 2.1ha の規模で営農されています。
今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 99 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 100 号＝

議長 続きます、2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第100号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第100号、議案書2ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地です。

農地区分の該当事項としましては、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね300m以内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として7月31日に事務局と現地確認を行いました。

今年の3月総会で、申請地の一部が農業用資材、機械置場及び農業用倉庫を目的とする申請をなされましたが、今回の申請はその残地で、庭及び宅地進入路の申請となっています。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては、十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これにつて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第100号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第100号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 101 号＝

議長 議案番号第 101 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 101 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 地元農業委員として 7 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

宅地進入路及び庭の申請となっております。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 101 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 102 号＝

議長 続きますので、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第102号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第102号、議案書3ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として7月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請地の周囲の農地は、令和5年10月のあっせん会によって譲受人が取得されましたが、申請地は農業用倉庫及び農業用資材置場が整備された畑となっていたため、今回農地法第5条の申請をなされたものです。

周辺は譲受人の所有地で、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第102号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第102号は原案のとおり申請

を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 103 号＝

議長 続きまして、議案番号第 103 号を議題とします。説明者として教育委員会新しい学校づくり課職員の入室をお願いします。

(説明者入室)

議長 始めに、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 103 号、権利の種類は、賃借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としまして、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものでございます。

本件につきましては、新設小学校の盛土を行うための、盛土の仮置場ということでございます。造成工事が終了次第、元通り農地に戻すことになっております。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として去る 7 月 30 日に農業委員会、新しい学校づくり課から、今回の申請にあたって現地において説明を受け、申請場所の確認を行いました。

今回の申請は、令和 12 年 4 月に向けて白石地域の 4 つの小学校が統合して、新たに 1 つの小学校を新設するため、用地の整備を行うものです。新小学校の必要用地は約 5ha を予定されております。このことから、用地の整備のためには、一時的に造成土を保管しておく用地が必要ですので、貸付人お二人の用地を一時転用して申請するものです。

造成土の盛土の方法は、賃借する農地約 45a にビニールシートを全面にしき、約 1 m の盛土を行います。盛土の量としましては、4500 m³になります。

また、年間の賃借料は月あたり反○○円ということで、聞いております。

申請期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 2 年間で、工事

完了後は、現行の農地として復元する確約書が提出されております。

このことから、一時転用はやむを得ないと判断いたします。

申請にあたって、地元区長、生産組合長、隣接農地の耕作者、所有者からも同意を得ております。なお、本日は、新しい学校づくり課から出席をお願いしておりますので、私の説明不足のところがありましたら、新しい学校づくり課から補足説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
 続いて、新しい学校づくり課から補足等あれば説明をお願いします。

新しい学校づくり課

新しい学校づくり課、〇〇と申します。先ほど〇〇委員からお話がありましたとおりで、内容については重複をいたしますけれども、簡単に事業の説明をさせていただきたいと思っております。

今回、一時的に盛土を保管させていただく農地につきましては、稲刈り後、耕作土に造成用の土砂が混じらないように土木シートを敷設させていただき、そのシートの上に盛土材を搬入することとしており、盛土撤去後につきましては、暗渠の復旧、均平作業等を行い、農地に戻していただくという形で進めたいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

少しだけ聞きたいのですが、表土を剥いでされますか。表土を剥がずにいきなりビニールシートを敷いて、仮置きされるわけではないですよね。

新しい学校づくり課

今回、土木シートにつきましては、表土を剥がずにコーティングせず、稲を刈った状態の上に、土木シートを張っていただきたいと思います。

おそらく、1m程度、一時的に盛土をしますので、表面が若干下がる可能性もございます。その分につきましては、今回、新しく学校の用地をご相談するところからその表土を持ってきて、均平を行いたいと考えております。

〇番 表土を剥いでシートを張り、その上に仮置きされるのはいいのですが、剥がずにそのまま置くと失敗するので、表土を剥ぐと、今度は表土もいるわけです。

実際、お金がかからない方法はそれが一番ですが、シートは肥料袋の薄い感じで、幅が1間あって50mぐらいです。表土を剥いでシートを敷いた場合は、剥ぐときに上手剥げますが、稲の切株が残った状態では、しわが出来て小さな石とかが入り込んでしまうことがあるので、迷惑がかからないようにお願いします。

新しい学校づくり課

ありがとうございました。先ほどのことについても、十分に注意を払いながらして頂くようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 他にないですか。

○番 ○番の○○です。

関連ですが、うちも資材の一時仮置と工事車両用に、県に貸したことがあります。その時に暗渠排水はしてもらいましたが、それだけでは圧がかかっているんで、翌年は玉ねぎを作っても根腐れして、全面耕起をしてもらったり、色々な方法をしたのですが、元に戻るのに 5 年かかりました。これは農地復元ですので、暗渠排水だけではきついと思えますし、泥とか、深く耕起してもらおうとか、いろんな方法を考えていただいて注意していただきたいと思って意見を述べました。

新しい学校づくり課

ありがとうございます。完了後は、また農地に戻していただくということになりますので、いろんなお話をお聞きしながら、より良い復旧方法を検討していきたいと思えます。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。新しい学校づくり課職員の退室をお願いします。

(説明者退出)

議長 それでは、議案番号第 103 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 103 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 104 号＝

議長 続きまして、議案番号第 104 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 104 号、議案書 4 ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 7 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

議案第 98 号、農地法第 3 条による父から子への贈与が先ほど審議がなされましたが、申請地は既に農業用倉庫を整備されていたため、農地法第 5 条の申請をなされたものです。

周辺は譲受人の耕作地で、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 104 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 104 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 105 号＝

議長 続きます。4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 105 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 105 号、願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請された土地については、平成 7 年頃の圃場整備事業により、宅地進入路及び境内地が畑として換地され、現在も利用されており、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 21 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 24 日に〇〇及び事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、平成 7 年の圃場整備事業によって、宅地進入路及び水神社の境内地として換地されているようです。

また、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ており、周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性も無いと判断しました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 105 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 105 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 106 号 ～ 議案番号第 119 号＝

議長 続きます、4「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。説明者として農業振興課、新しい学校づくり課の職員の入室をお願いします。

(説明者入室)

議長 まず、議案番号第 106 号から 112 号の町立小学校新設のための議案について、一括して審議を行います。始めに農業振興課に説明を求めます。

農業振興課 農業者係

農業振興地域整備計画の担当をしております、農業振興課農業者係の原田と申します。

本日は農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

初めに農振除外についてですが、利用が規制されている農業振興地域内の農地を、宅地などにしたい場合に行う農業振興地域からの指定を外す手続きを農振除外といいます。

農用地区域内の農地を転用する必要がある場合は、農振法に定める 6 つの要件を満たし、県等の関係機関と協議し、県知事の同意を得て、農用地区域から除外することになります。

本議案は、利用が規制されている農業振興地域内の農地に、町立小学校を新設することになったため、該当する農地について農業振興地域の指定から除外するため、農振法施行規則に基づき農業委員会から意見を聴取するものでございます。

本議案については、農振法に定める要件等について県と事前相談を行った上で提案させていただいております。議案の位置図は、22 ページから 24 ページをご覧ください。白石中学校グラウンド北側になります。

なお、国又は地方公共団体が、道路等の施行規則で定めるものの用に供するために行う行為は除外の必要はありませんが、施行規則第 35 条の規定により、学校・病院等は除外の必要があるため議案を提出しております。以上で説明を終わります。

議長 続いて、新しい学校づくり課から補足等あれば説明をお願いします。

新しい学校づくり課

今回お示しをさせていただいている分につきましては、令和 5 年 6 月に策定をいたしました白石町立小学校再編計画におきまして、令和 8 年 4 月に有明地域の 3 小学校を有明中学校に、令和 12 年 4 月には、白石地域の 4 小学校を新しい場所に新築するというところで策定しているところでございます。

本年 3 月に、白石地域小学校基本構想において、白石中学校北側に建設するとし

たところでございます。

議案位置図の24ページにあります施設は位置につきましては、基本構想で必要な面積を確認するために作成した配置図になっています。これから、基本設計、実設計を行い、詳細な部分については決定をしていきたいと考えております。

資料として添付している図面につきましては、あくまでも導入する施設を確認するものをご理解いただければと思います。以上です。

議長 以上の説明に質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

○番 ○番の○○です。

通常、用地買収は、正方形でされると思うのですが、角、角、角となっているのは、ここの地主さんから反対されたのですか。

新しい学校づくり課

多分左上の角のことかと思います。こちらはアパートと小屋で、住宅地となっております。今回その部分につきましては、導入しないという形で考えております。

その周辺の所有者の方々についても、今回こちらに学校を作りたいという形での同意はいただいているところでございます。

○番 ○番の○○です。

24ページの地図の関係において、上の方に調整池と書いてありますが、どういった利用をされるのか、説明ができればお願いします。

新しい学校づくり課

今回、新しい小学校を作る分につきましては、大規模な面積の開発が必要ということで、大規模開発の際には、調整池を作らなければならないとなっております。

この分につきましては、農地を宅地化したことによりまして、まとまった雨が降った時に、今までは農地で水を受けていた分が受けられなくなってしまうということになりますので、今まで農地で受けていた水を一時的に確保するための池という形になります。ですので、通常、晴れたときには何も溜まっていない状態で、まとまった雨が降った時に、初めて、そこの中に水が入っていく状態となります。

今回、この調整池につきましては、大きな面積が必要となってまいりますので、その土地の使い方についても、有効活用を考えていきたいと思っております。

議長 他にないですか。

○番 ○番の○○です。

農地がという話ではないのですが、西側にしか道がないので、中学校でも、バスと

送迎で大渋滞が起きて、事故に遭いそうな人もいたので、そこは考えてもらいたいということと、西側にしか道がないので、そこからしか入れないのでしょうか。国道からの進入とかは考えていないのかと思ひまして。

新しい学校づくり課

今回の資料は、学校の整備の大まかな配置図ということで、書かせていただいております。今回、新しく小学校を作る際には、先ほど話がありましたように、周辺の道路や水路も合わせて整備をしていかなければならないと考えているところです。

学校づくりだけではなく、現在、道路を管理する建設課、また、水路を管理する農村整備課とも協議を進めているところであり、周辺の道路整備、水路整備も合わせて行うというふうに考えております。

○番 よろしくお願ひします。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 106 号から 112 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 106 号から 112 号は当委員会で承認することに決定いたします。新しい学校づくり課職員の退室をお願ひします。

(説明者退出)

議長 次に、議案番号第 113 号から 119 号について、農業振興課に説明を求めます。

農業振興課 農業者係

議案番号 113 号 申請者は、○○さん、変更理由は農家分家住宅として利用するためです。詳細は別紙位置図 25～26 ページをご覧ください。

議案番号 114 号 申請者は、○○さん、変更理由は住宅地の一部として利用するためです。詳細は別紙位置図 27～28 ページをご覧ください。

議案番号 115 号 申請者は、○○さん、変更理由は造園業用事務所、車庫、資材置き場、従業員用駐車場として利用するためです。詳細は別紙位置図 29～30 ページを

ご覧ください。

議案番号 116 号 申請者は、〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、駐車場、家庭菜園、農業用機械倉庫、農業用資材置き場として利用するためです。詳細は別紙位置図 31～32 ページをご覧ください。

議案番号 117 号 申請者は、〇〇さん、変更理由は建設業用機械置場及び資材置き場として利用するためです。詳細は別紙位置図 33～34 ページをご覧ください。

議案番号 118 号 申請者は、〇〇さん、変更理由は駐車場及び進入路として利用するためです。詳細は別紙位置図 35～36 ページをご覧ください。

議案番号 119 号 申請者は、〇〇さん、変更理由は造園業用資材置き場として利用するためです。詳細は別紙位置図 37～38 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 113 号から 119 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 113 号から 119 号は当委員会承認することに決定いたします。農業振興課職員の退室をお願いします。

(説明者退出)

＝ 議案番号第 120 号 ＝

議長 続きまして、6「令和 6 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 120 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 120 号の「農用地利用集積計画（8 号）について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 6 件となっております。詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページから 3 ページに相対での設定が 18 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 45 件、合わせて 63 件の計画が提出されており、賃借権設定が 59 件、使用貸借権設定が 4 件となっています。

区分の内訳として新規が 52 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 9 件ありました。再設定は 11 件でした。

今回の利用権の総面積は 282,690 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 18 件、農地中間管理機構によるものが 45 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 10 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして 63 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 120 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

9 番と 10 番の太良町の○○さんという方は、太良町から蓮根をしに来られるのですか。その確認です。

事務局 はい、○○さんは来られるということです。

○番 分かりました。ありがとうございます。

議長 他にないですか。

○番 ○番の○○です。

先ほどの○○委員と同じ質問ですが、太良町から毎日管理しに来なければいけなかったら、失敗したら来たくなくなるので、農地パトロールが増えると思います。そこも加味して、農業振興課の人にも蓮根は簡単にできると思っている節があるので、実際の厳しさも指導してもらって認可しないと、農地パトロールが増えると思います。それに、元の田んぼに戻すのも大変なので、蓮根も苺も、農業の大変さを指導して、就農の心構えも確認してから利用権設定をするようにお願いします。以上です。

事務局 ご意見ありがとうございます。言われるとおり、蓮根後の荒れている圃場が散見されておりすけれども、そこについては指導をしていきたいと思えます。

今回、この○○さんにつきましては、多良から耕作に来られますけれども、私の説明が不足しておりまして、現在も多良から耕作に来られていて、規模を拡大されたということで、耕作はちゃんとされておりすことを付け加えさせていただきます。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 120 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 121 号 ～ 議案番号第 132 号＝

議長 続きまして、7「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 121 号から 130 号の農地の売渡し希望について及び議案番号第 131 号と 132 号の農地の借受希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 8 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 121 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大戸下の○○さんです。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 122 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、神奈川県横浜市の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、41 ページから 42 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 123 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、久治の〇〇さんです。
申請理由は、農地集積のための農地処分でございます。
議案の位置図は、43 ページから 44 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 124 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新観音の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、45 ページから 46 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 125 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、中区の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、47 ページから 48 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 9 ページ、議案番号第 126 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇さんです。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、49 ページから 50 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 127 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、51 ページから 52 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 128 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇さん、〇〇さんの共有です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、53 ページから 54 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 129 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、55 ページから 56 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 130 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、57 ページから 58 ページをご覧ください。

続きまして議案書 10 ページ、農地の借受希望です。
議案番号第 131 号。
あっせん申出者は、令和 6 年度いちごトレーニングファーム入校生である戸ケ里の〇〇さんです。
申請理由は、令和 8 年の新規就農のためで、旧 JA 白石支所及び六角支所管内で 50 a ほどのまとまった農地を希望されています。

続きまして、議案番号第 132 号。
あっせん申出者は、同じく、令和 6 年度いちごトレーニングファーム入校生である新盛の〇〇さんです。
申請理由は、令和 8 年の新規就農のためで、戸ケ里、牛屋、横手、須古辺りで 50 a ほどのまとまった農地を希望されています。

以上、議案番号第 121 号から 132 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 121 号から 132 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 121 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 122 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 123 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 124 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 125 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 126 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 127 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 128 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 129 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 130 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 131 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 132 号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 トレーニングファームで他の所から来られていますので、ここに六角とか書いてありますが、戸ヶ里と牛屋の新盛と言う地区に住んでおられるので、○○の他、○○委員、○○委員にお願いします。

希望地域に5反程度の田んぼがあったら、事務局の方によろしくお願いします。

それでは、確認をいたします。

議案番号第121号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第122号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第123号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第124号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第125号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第126号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第127号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第128号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第129号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第130号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第131号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第132号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員をよろしく
お願いします。

○番 ○番の○○です。132号の話ですが、借りる土地を欲しがっているのですか。

議長 現在、トレーニングファームで勉強中なので、来年から就農するため、今探されています。

○番 ○○番の○○です。
例えば、苺を2年後に止められる方の後に入るとかいう考えはないのでしょうか。
新規で建ててしようという考えですか。

議長 そこは、農業振興課に確認しないと分かりませんが、補助金絡みになるので、私の方からは言えないので聞いてみます。

○番 ○番の○○です。
この前の農地パトロールで、空き地のハウスのあるところがあって、補助事業関係もあるかもしれないですが、そういうところはなるべく荒れないようにしないと
いけないし、そちらの方を最優先で貸し出す形を取ってほしいです。

議長 私もそう思います。大きなお金を借りてするより、そういう中古のハウスがあれば、なるべく経費が掛からないようにした方が一番いいと思います。農業振興課に伝えます。

○番 空き地のハウスが、何カ所点在しているかとか、農業委員会でお知らせしてもらえませんか。

議長 ハウスの空き地は、調べないと分からないので、あとで連絡します。

事務局 逆に、事務局から農業委員さんにお願いで、あそこはハウスの空き地になっているとかがあれば、教えていただくことは可能ですか。

事務局も調べますが、委員さんが担当している地域で空いているハウスがあれば教えていただければと思います。

議長 それでは、あっせんの事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移りたいと思いますが、一旦、休憩をはさみ、10時15分から行いたいと思います。

(休 憩)

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和6年 第9回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和6年9月5日(木)9時00分

場所 : 白石町役場 3階大会議室

2 その他

・農地パトロールの報告について

・幹事会の報告について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 56 分
